

< 入札条件 >

- | | |
|------------------|--|
| (1) 入札保証金 | 免除 |
| (2) 入札違約金 | 落札者が契約を締結しないときは、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として納入すること。 |
| (3) 契約保証金 | 免除 |
| (4) 入札書の記載及び提出方法 | ① 入札書は、所定の様式を使用すること。
入札書の提出は、持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）とする。
② 入札回数は、初度を含めて3回までとする。再度入札を実施する場合は、入札書の提出方法、提出期限等について別途指示に従うこと。 |
| (5) 開札について | 開札は入札後直ちに行う。後日、福山市ホームページ「入札・見積り合わせ情報」に結果を掲載する。 |
| (6) 落札者の決定方法 | 最低金額で入札した者を落札者とする。
なお、開札の結果、落札となるべき同率の入札をした者が2者以上いるときは、有効な入札書を提出したと認められる者について、当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせて落札者を決定する。 |
| (7) 契約締結について | 落札者は、2026年（令和8年）4月1日に契約を締結するものとする。
また、契約締結時に受注者は「業務責任者」を選任し、別途提示する様式により受注者は発注者に業務責任者を通知しなければならない。その際、「業務責任者」は受注者との雇用関係を証明する書類として、任意様式による雇用証明書に加えて、「健康保険標準報酬月額決定通知書」、「雇用保険被保険者証」、「厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書」のいずれかの写しを提出するものとする。 |
| (8) 特記事項 | 公正な入札の確保に努めるため、入札者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。
なお、入札者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、入札者は、市が談合情報等による調査を行う場合には、これに協力しなければならない。
① 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
② 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札金額又は入札意思について、いかなる相談も行わず、独自に入札金額を定めなければならない。
③ 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。 |
| (9) その他 | ・再度の入札において、その入札が1であるときは無効とする。
・その他必要事項は仕様書において説明するとおりとし、入札条件を承諾のうえ入札すること。 |